

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）は、高知県内において地震災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出動を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動態勢が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、甲が指定する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に関する経費は、甲の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、次のとおりとする。

（1）甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（平成10年高知県条例第3号）」の規定に準じてその損害を補償する。

ア 乙の構成員の故意又は重大な過失による場合

イ 当該損害が第三者の行為による場合

（2）乙が負担するもの

ア 構成員が、災害現場への出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

イ 災害救助犬が、災害現場への出動時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

（訓練の参加）

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、平成19年2月26日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年2月26日

甲 高知県

高知県知事

乙 東京都千代田区神田須田町一丁目5番地

社団法人 ジャパンケネルクラブ

理事長

災害時における災害救助犬の出勤に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における災害救助犬の出勤に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、高知県（以下「甲」という。）と社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

(出勤要請、協議等)

第2条 甲は、協定第1条の規定により乙に出勤要請を行うときは、様式1により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

ただし、乙との連絡が困難な場合は、乙に属する公認災害救助犬育成訓練所所長に対して直接要請できるものとする。この場合において甲が乙への連絡が可能となったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

- (1) 災害の状況及び出勤を要請する理由
- (2) 出勤を要請する期間
- (3) 出勤を希望する区域
- (4) 現場指揮者の所属、職・氏名及び連絡先
- (5) その他捜索活動に必要な事項

(出勤)

第3条 乙は、協定第1条の出勤要請を受け、出勤態勢が整ったときは、速やかに様式2により次の各号に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 出勤責任者の氏名、連絡先
- (2) 出勤人員及び災害救助犬の頭数
- (3) 出勤時間及び現場到着予定時間
- (4) その他必要な事項

(捜索活動状況の報告)

第4条 乙は、捜索活動を終了したときは、甲に対して、様式3により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 捜索活動に従事した人員、災害救助犬の頭数及び出勤車両等
- (2) 活動内容及び活動時間
- (3) その他必要な事項

(費用の請求及び支払い)

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用の実費を請求するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、その費用を支払うものとする。

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第6条 乙は、協定第5条に基づき甲が損害補償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(連携活動等)

第7条 甲乙両者は、相互に救助活動における連携活動のあり方を研究するとともに、協定第6条の訓練を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この実施細目に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

附則

この実施細目は、平成19年2月26日から施行する。

平成19年2月26日

甲 高 知 県
高知県知事

乙 東京都千代田区神田須田町一丁目5番地
社団法人 ジャパンケネルクラブ
理 事 長